

# 平成30年度法務省行政事業レビュー 公開プロセス対象事業選定の概要等について

1 公開プロセス対象事業選定の考え方  
資料1のとおり

2 公開プロセス対象候補事業  
資料2のとおり

3 実施者  
法務省選任の外部有識者3名及び内閣官房行政改革推進本部事務局選任の外部有識者3名

4 実施方法・実施時期（予定）

(1) 公開プロセス事前勉強会等

事前勉強会（開催日：5月下旬又は6月上旬を予定）

公開プロセス当日の限られた時間の中で、有意義な議論を行い、一定の結論を出すためには、事前に論点を限定（最大3つ程度）し、明確化するとともに、その論点が外部有識者間で十分に共有されている必要があることから、事前勉強会において、対象事業に係る論点の案を外部有識者に提示し、必要に応じて、外部有識者の問題意識やコメントを踏まえて修正し確定する。

現地ヒアリング（開催日：5月下旬又は6月上旬を予定）

上記の事前勉強会だけでなく、必要に応じて現地視察を行い、事業の理解を深める。

(2) 公開プロセス（開催日：6月11日（月））

（インターネットによる公開）

各外部有識者は、公開プロセスにおいて、事業所管部局に対し各事業に係る意見等を発言

5 実施結果

各事業所管部局は、外部有識者による点検結果を踏まえ、事業の検証・改善を行い、翌年度の予算要求や予算執行等に的確に反映

平成 25 年 4 月 2 日策定  
平成 26 年 3 月 14 日改正  
平成 27 年 3 月 31 日改正  
平成 28 年 3 月 29 日改正  
平成 29 年 3 月 28 日改正  
平成 30 年 3 月 28 日改正  
行政改革推進会議

## 行政事業レビュー実施要領（抜粋）

### 第 2 部 事業の点検等

#### 2 外部有識者による点検

##### （2）外部有識者会合

各府省は、（1）で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）」を設置する。また、公開プロセス対象事業の選定に係る外部有識者会合の開催に当たっては、事務局が選定した公開プロセスに参加する外部有識者を加えた上で開催するものとする。

～（略）

#### 3 公開プロセス（各府省による公開事業点検）の実施

##### （1）対象事業の選定

チームは、2の（3）の外部有識者による点検の対象事業のうち、以下の基準のいずれかに該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定することとする。

その際、客観性を向上させ、公開点検が望ましいと判断されるものが国民の視点で選定されることが重要であることから、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、チームが幅広い候補事業を外部有識者会合に示し、外部有識者の理解を得て絞り込みを行うこととする。

また、外部有識者への候補事業の提示に当たっては、政策評価書等を活用して、所管事業全体の中で対象事業の位置づけを明示するとともに、その対象事業の中から候補事業を選定した理由、候補事業の問題点を的確にとらえた論点案を具体的に提示するものとする。

ア 事業の規模が大きく、又は政策の優先度の高いもの

イ 長期的又は継続的に取り組んでいる事業等で、執行方法、制度等の改善の余地が大きいと考えられるもの

ウ 事業の執行等に関して、国会の審議はもとより、会計検査院、総務省行政評価局、マスコミなど内外から問題点を指摘されたもの

エ 現年度に政策評価における実績評価の対象となる施策に関連するもの（複数も可）

オ その他公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるもの

公開プロセス対象事業の選定にあたり、論点が専門的・技術的に過ぎ国民の関心

を惹起することが期待し難い事業、事業内容の改善の余地が乏しいと考えられる事業など、公開の場で議論するのにふさわしくない事業は対象としないものとする。

公開プロセス対象事業について、全体として予算規模が少額のものに偏ることのないよう、バランスに配慮した選定を行うものとする。また、公開プロセスを効果的かつ効率的に実施するため、原則として、事業単位で1億円未満のものについては対象としないものとする。ただし、複数の1億円未満の事業を一括りにして、その総額が1億円を超える場合や、1億円を超える事業の数が限られている府省において、公開の場での外部の視点による点検を行うことが有効と判断される事業がある場合などは、この限りではない。

(略)

公開プロセスに参加する外部有識者は、各府省が選定した事業に対して、追加や変更を申し出ることができる。各府省は、外部有識者の申出に対して誠実に対応するとともに、申出のとおり対応しない場合は、当該申出の内容及び申出のとおり対応しない理由を各府省のホームページにおいて公表するものとする。

公開プロセスに参加する外部有識者による追加や変更の申出の機会を確保するため、各府省は、対象事業を決定した後、各有識者に対して、速やかに対象事業を通知するとともに、当該申出の受付期間を通知した日から起算して少なくとも5日間(土日、祝日を除く。)設けることとする。

事務局は、各府省が選定した公開プロセス対象事業のほかに、又はその一部若しくは全部に替えて、上記に照らし、例えば、過去に公開プロセスの対象となった事業や行政改革推進会議において指摘のあった事業など、公開プロセスの対象に追加すべき事業があると判断する場合、各府省に対し、対象事業を追加させることができる。

## 平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	外部有識者会合開催予定日			4月26日	公開プロセス開催予定日	6月11日	
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0045	成年後見登記事務の運営	428	309	オ	<p>成年後見人等の権限や任意後見契約の内容等をコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書を発行することにより、取引の安全等に重要な役割を果たしている。</p>	<p>平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づく利用促進策が、平成29年度から具体的に実施されていることにより、今後、成年後見制度の利用拡大に伴う成年後見登記事件数の増加が見込まれることから、平成31年度から平成33年度にかけて行う予定である成年後見登記システムのリプレイスに併せて、多数の登記申請を迅速に処理するためのシステム面で採り得る効果的な機能改修を検討する予定である。</p> <p>このため、平成31年度概算要求におけるリプレイス経費の予算要求に向けて、費用対効果を意識しつつ、事務効率化のために採り得る効果的な機能改修や、リプレイス後のシステムで実現すべき機能について検討する必要がある(平成30年度システム関係予算251百万円)。</p>	<p>・効率的な事務処理を実現する機能改修の在り方</p> <p>・成年後見制度の利用拡大を踏まえた可用性の在り方(必要な可用性を維持しながらランニングコストの削減を図るための方策)</p>	

(注1)外部有識者会合開催日及び公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「月 日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2)事業番号欄には、平成29年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

(注5)「EBPMの試行的実践」の対象候補事業がある場合は、備考欄にその旨記載する。

## 平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	外部有識者会合開催予定日			4月26日	公開プロセス開催予定日	6月11日	
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0055	訟務事件の適正処理	984	993	工	<p>法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え、執務資料を作成するなどして、大型化・複雑困難化している国の利害に関する訴訟について、国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。また、第一審の訴訟手続については、2年以内に終局させることを目標としている裁判の迅速化に関する法律の趣旨を踏まえ、迅速な処理を目指す。</p>	<p>本事業は、迅速な裁判の実現という国民の要求に応えつつ、国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理を図るため、限られた経費及び人員を十二分に活用する観点から、事務合理化機器等の積極的利用や訟務担当者向けの研修、事件打合せ会を実施するなどし、地方裁判所において言い渡された第一審判決のうち、審理期間が2年以内であったものの率が8割を超える高水準の維持に寄与している。しかしながら、訟務事務の適正な遂行のため、各要求事項についてその必要性等をより一層精査するとともに、各種契約の締結に当たっては、競争性のある調達方式により事業者を選定するなどして、更なるコスト削減に努めることが必要。</p>	<p>多種・多様な訴訟事件を適正かつ迅速に処理するために所要の旅費及び庁費を確保する必要があり、かつ、その予測については、提訴状況や裁判所からの訴訟指揮、他動的要因が多くあり改善の余地は少ないものの、一者応札となっている調達等について更なるコスト削減方策はないか。</p>	

(注1) 外部有識者会合開催日及び公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「月 日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には、平成29年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1) のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

(注5) 「E BPMの試行的実践」の対象候補事業がある場合は、備考欄にその旨記載する。

## 平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	外部有識者会合開催予定日			4月26日	公開プロセス開催予定日	6月11日	
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0056	出入国管理業務の実施	6,798	7,395	イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本邦に上陸する外国人の上陸審査, 帰国する日本人の確認, 出国する日本人・外国人の確認を行う。</li> <li>・本邦に在留する外国人の在留資格の変更, 在留期間の更新の許可, 資格外活動の許可等を行う。</li> <li>・本邦に不法に滞在する外国人の取り締まり及び退去強制手続を行う。</li> <li>・本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。</li> </ul>	<p>平成24年7月9日から, 出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって本邦に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」という。)を対象として, 法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する在留管理制度が施行され, 中長期在留者には, 基本的な身分事項や在留資格などを記載した「在留カード」が交付されているところ, 制度が開始されて5年が経過したことから, 実効性のある制度運営を継続しつつ, より効果的かつ効率的な在留カードの在り方について検討が必要。</p>	<p>中長期在留者の在留管理制度の実施に伴う在留カードの交付に係る在留カードの在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カードの偽変造対策としては, カードに内蔵されたICチップ, 券面に施された透かし等があるが, 現時点においてICチップ自体が変造されたことはないことから, 券面の対策について, 見直す余地はないか。</li> <li>・コスト削減に向けて, 仕様や調達方法等を見直す余地はないか。</li> </ul>	

(注1) 外部有識者会合開催日及び公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては, 「月 日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2) 事業番号欄には, 平成29年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3) 対象事業は事業単位で対象とすることとし, 事業の一部のみを対象としないこと(なお, 特に議論する必要のある箇所については, 論点において整理すること。)

(注4) 選定基準欄は, 「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1) のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

(注5) 「EBPMの試行的実践」の対象候補事業がある場合は, 備考欄にその旨記載する。

## 平成30年度行政事業レビュー 公開プロセス対象候補事業リスト

(単位:百万円)

府省名	法務省	外部有識者会合開催予定日			4月26日	公開プロセス開催予定日	6月11日	
事業番号	事業名	平成29年度 補正後予算額	平成30年度 当初予算額	選定基準	事業概要	具体的な選定理由	想定される論点	備考欄
0068 0069	法務省施設の 整備充実	41,123	25,046	ア	<p>・経年などにより整備を図る必要がある収容施設(刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び入国者収容所)のうち, 特に老朽化が著しく, 整備を必要とする施設においては, 耐震改修, 長寿命化改修, 更新, 適時改修のいずれかの手法により整備を実施する。</p> <p>・経年などにより整備を図る必要がある官署施設(法務総合庁舎, 法務局, 検察庁, 矯正管区, 保護観察所, 入国管理局, 公安調査庁及び研修所)のうち, 特に老朽化が著しく, 整備を必要とする施設においては, 耐震改修, 長寿命化改修, 更新, 適時改修のいずれかの手法により整備を実施する。</p> <p>・事業の一部については, 国庫債務負担行為による事業が含まれている。</p>	<p>本事業の対象施設は, 全国に所在しており, 事業の規模が大きいことから, アに該当する。</p>	<p>1 今後の施設整備の在り方について (1)限られた予算等の中で, 優先的に整備する施設について, 適切な基準で選定し, 計画しているか。 (2)技術的な面で整備を進められる具体的な方策はないか。</p> <p>2 H24公開プロセスで受けた見直しの実施期間(5年)を踏まえた「更なるコスト削減に向けた取組」について</p>	

(注1)外部有識者会合開催日及び公開プロセス開催日が確定していない府省にあっては、「月 日頃」等の大まかな記載で差し支えない。

(注2)事業番号欄には、平成29年度行政事業レビューにおける事業番号を記載する。

(注3)対象事業は事業単位で対象とすることとし、事業の一部のみを対象としないこと(なお、特に議論する必要のある箇所については、論点において整理すること。)

(注4)選定基準欄は、「行政事業レビュー実施要領」の第2部3(1)のア～オのいずれに該当するかについて記載する。

(注5)「EBPMの試行的実践」の対象候補事業がある場合は、備考欄にその旨記載する。